

鹿沼市狩猟免許取得等補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、鹿沼市狩猟免許取得等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金は、新規に狩猟免許を取得した者並びに、新規に猟銃等所持許可の申請をし、購入した者に対し、その経費の一部を補助することにより、鹿沼市における野生鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、野生鳥獣による人的被害、農林水産物等への被害防止を図る。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 狩猟免許

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第39条第2項に規定する狩猟免許のうち、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種狩猟免許をいう。

(2) 猟銃等

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第2条に規定する銃砲のうち、猟銃、空気銃(空気けん銃を除く。以下同じ。)のほか、猟銃及び装弾の保管庫をいう。

(3) 猟銃等所持許可

銃刀法第4条第1項に規定する許可のうち、猟銃等(猟銃および装弾の保管庫を除く)の所持の許可をいう。

(4) 狩猟免許の取得等

第1号に規定する狩猟免許の取得及び前号に規定する猟銃等所持許可を受けられることをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、申請時において市税及び公共料金を完納している者。
- (2) 新たに狩猟免許の取得等をする者（以下「新規取得者」という。）にあっては、栃木県猟友会鹿沼支部又は栗野支部（以下「猟友会」という。）に所属し、かつ、

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により市長が許可する有害鳥獣の捕獲（以下「有害鳥獣駆除」という。）に継続して5年以上従事する意思を有する者。

(3) 鳥獣保護管理法第55条第1項に規定する狩猟者登録をした者

(4) 過去に次条の「新規猟銃等購入」の補助を受けたことがない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、それぞれ次の表のとおりとする。

種別	補助金の対象経費	補助金の額	備考
新規 狩猟 免許	以下の経費を対象とする。 ①栃木県猟友会による狩猟免許試験予備講習に要する受講料 ②鳥獣保護管理法第41条の規定による狩猟免許の申請に要する手数料 ③医師の診断書料金	対象経費の100分の100 （但し、1万円を上限とする。）	わなと猟銃の2種申請の場合は各1万円を上限とする。
新規 猟銃 等購 入	以下の経費を対象とする。 ①銃刀法第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けた猟銃及び空気銃の購入に要した費用 （1丁に限る。） ②銃刀法第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けた猟銃及びその装弾の保管庫の購入に要した費用 （各1台に限る。）	対象経費の100分の50 （但し、10万円を上限とする。）	銃猟免許の補助金と同時申請のみ受付けるものとする。猟銃と空気銃のどちらかのみ申請とする。

2 市長は、予算の状況に応じて前項の額を減額することができるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新規狩猟免許の取得から1年以内に鹿沼市狩猟免許取得等補助金交付申請書（様式第1号）

に、以下に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 申請者のうち、猟銃の狩猟免許取得の補助を受けようとするものは、猟銃等購入の補助との同時申請のみ受付けるものとする。

- (1) 確約書（様式第1号別紙1）
- (2) 誓約書（様式第1号別紙2）
- (3) 市民及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書（様式第1号別紙3）
- (4) 鳥獣保護管理法第43条に規定する狩猟免状の写し
- (5) 銃刀法第7条第1項に規定する猟銃所持許可証の写し
- (6) 鳥獣保護管理法第60条に規定する狩猟者登録証の写し
- (7) 医師診断書の領収証の写し
- (8) 猟銃、空気銃、猟銃保管庫及び装弾保管庫の購入に要した費用がわかる領収書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

- (1) 補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。） 補助金等交付決定通知書（様式第2号）
- (2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）

（交付請求）

第8条 前条の規定により通知を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、鹿沼市狩猟免許取得等補助金交付請求書（様式第4号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金は、口座振込の方法により交付するものとする。

（補助金の交付手続の委任）

第9条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第10条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはで

きない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第4条に規定する補助事業者の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第6号）により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の取消しの特例)

第12条 申請者は、規則第29条第1項に該当する場合において、本人の責めによらない理由により有害鳥獣駆除を遂行できないときは、申立書(様式第7号)を提出することができる。

2 市長は、前項の申立書の内容を審査し、特にやむを得ないと認めたときは、交付決定を取り消さないことができる。

(補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に係る様式、手続等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。